

特別養護老人ホームのじぎくの里

介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 総 則

(施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のじぎく福祉会が設置運営する特別養護老人ホームのじぎくの里の指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に関する指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、指定居宅サービス等の事業の基準等を定め、事業所の管理者や職員が、要支援状態にある要介護者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅支援事業所等、その他の保健、医療及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム のじぎくの里
- (2) 所在地 高砂市北浜町西浜773-3

第2章 利用定員

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は18名とする。

第3章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第5条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名 (兼務) |
| (2) 生活相談員 | 1名 (特養兼務) |
| (3) 介護職員 | 6名以上 (特養兼務) |
| (4) 看護職員 | 1名 (特養兼務) |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名 (特養兼務) |
| (6) 医師 | 1名 (非常勤、兼務) |
| (7) 管理栄養士 | 1名 (兼任) |
| (8) 調理員 | 委託 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務の代行をする。
- (2) 生活相談員は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関することと、苦情や相談等に関することとする。
- (3) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (4) 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の機能に関すること、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- (6) 配置医師は、看護師及び管理者から利用中の利用者に健康上の問題が生じ相談があった場合は看護師等に指示する。
適切指示等を
- (7) 管理栄養士は、給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (8) 調理員は、管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(会議)

第6条 事業所の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 施設連絡会
- (2) 職員会議
- (3) 給食会議
- (4) 身体拘束廃止・事故対策会議
- (5) 感染予防に関する会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第4章 介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(事業所の内容)

第7条 事業所の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又看護婦は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて家族等に報告し適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の維持に努める。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(事業者の利用料及びその他の費用)

第8条 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、該当介護予防短期入所生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サ

- ービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料を設定する。
 - 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 滞在費 従来型個室 ・ 多床室
 - (2) 食 費
 - (3) サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもの。
 - (4) 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 4 事業所の利用料、その他費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査され要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は公示上の額と同様の利用料とする。
 - 5 区域外送迎費（第9条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて送迎を行う場合） 1 km 20 円

第5章 通常の送迎の実施地域

（送迎の実施地域）

第9条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

高砂市（全域）、姫路市（河川「市川」以東で花田町、御国野町、別所町以南）
加古川市（河川「加古川」以西で加古川バイパス以南）

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用の留意事項）

第10条 利用者が事業の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（内容、手続き説明及び同意）

第11条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる

重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(事業の開始及び終了)

第 12 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

2 居宅介護支援事業者、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に地域の保健、医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第 13 条 事業の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく事業の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 14 条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に自ら適切な介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第 15 条 事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、事業を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第 16 条 サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはおこなわれるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 17 条 事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、地域の保健、医療又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 18 条 事業の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 19 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った事業を提供する。

(サービス提供の記録)

第 20 条 事業を提供した際には、当該事業の提供日及び内容、当該事業について利用者によって代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 21 条 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した事業の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

(事業の取扱方針)

第 22 条 事業は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 5 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

第23条 サービス計画作成担当者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、事業の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもちこんだ介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 サービス計画作成担当者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
- 3 介護予防短期入所生活介護計画を作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第24条 サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 事業所は、周辺地域の環境、立地条件から想定される非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。あわせて、避難・救出その他必要な訓練を年 2 回行うものとする。

第 9 章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第 27 条 事業所は、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
 - ② 虐待の防止のための指針の整備
 - ③ 虐待の防止のために従業員に対する研修の実施
 - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする

第 10 章 その他運営に関する重要事項

(定員の厳守)

第 28 条 利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 29 条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
- 3 感染症対策とし予防マニュアルを作成することとする。
- 4 研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。
- 5 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練（シミュレーション）の実施を行います。

(身体拘束廃止等)

第 30 条 事業所は、身体拘束等の適正化に対する基本的な考え方を指針とし身体拘束廃止に取り組む、又、身体拘束廃止への取り組みの為の職員研修も定期的を実施し、基礎的な知識を普及・啓発し、身体的拘束適正化にむけて取り組むこととする。

(個人情報保護)

第 31 条 事業所に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

- 2 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 32 条 事業所は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を行わない。

(苦情処理)

第 33 条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 提供した事業に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 34 条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(勤務体制の確保等)

第 35 条 利用者の適切な事業を提供出来るよう、職員の職務の体制を定める。

- 2 当該事業の職員によって事業を提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(重要事項の揭示)

第 36 条 見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決体制の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示と閲覧可能な形としてファイル等で備えて置くこととします。

第 37 条 (暴力団等の影響の排除)

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第 11 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 38 条 事業所は、当該事業の事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 39 条 事業所は、職員、事業及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 40 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則 この規程は、

改訂 平成 15 年 9 月 15 日から施行する。

改訂 平成 15 年 10 月 20 日から施行する。

改訂 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

改訂 平成 19 年 7 月 20 日から施行する。

改訂 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

改訂 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 令和 6 年 2 月 1 日から施行する。